

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成29年6月30日（金）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 高山光明（さいたま地方裁判所第1刑事部部総括判事）

裁判官 尾池悠子（さいたま地方裁判所第1刑事部判事補）

検察官 岡部明寿香（さいたま地方検察庁公判部・検察官）

弁護士 田村萌木（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 40代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 欠番

裁判員経験者4番 70代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 60代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 60代 女性（以下「6番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

本日の司会進行を務めます，さいたま地方裁判所第1刑事部の裁判官の高山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。今日参列の法曹関係者の方，一言所属と御名前をお願ひします。

尾池裁判官

さいたま地方裁判所第1刑事部で裁判官をしております，尾池と申します。よろしくお願ひいたします。

田村弁護士

埼玉弁護士会の田村と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

岡部検察官

さいたま地方検察庁で公判部に所属しております，検事の岡部と申します。よろしくお願ひいたします。

司会者

これから会を進めてまいります，守秘義務はございますけれども，皆様方にはせっかくお越しいただいたわけですから，忌憚のない自由な御発言をお願ひします。我々にとって耳が痛い話でも大歓迎でございますので，どうぞ思ったことをおっしゃっていただければ幸いです。早速，皆様方がどういう事件を実際に担当されたかということをおのほうから簡単に紹介をさせていただきますので，もしそれにつけ加えて何かございましたらつけ加えていただいて，あと実際に担当した感想を簡単に一言おっしゃっていただきまして，それからお配りさせていただきましたテーマに沿って議事を進めていこうと思っております。ではまず，1番さんの事件なんですが，事件の罪名は強盗致傷と伺っております。事案は，被告人が自宅の玄関でピザの配達人に対して，果物ナイフを頸部，首のあたりに突きつける暴行を加え，ピザ1個などを強盗し，その結果被害者が全治1週間のけがをしたと聞いておりますけれども，よろしかったでしょうか。

1番

はい。

司会者

前科もあったということで、実際の判決は懲役6年と聞いておりますが、よろしかったでしょうか。

1番

はい。

司会者

この事件を担当した感想はいかがですか。

1番

被告人が犯行を認めていて、あとはどれぐらいの量刑になるかというところでした。期間は3日間で終了しているので、すごくシンプルな裁判だったと思います。他の方々と比べると比較的内容もわかりやすかったですし、特に違和感のない裁判でした。

司会者

どうもありがとうございます。では、2番の方の事件なんですが、こちらは罪名が傷害致死と聞いております。事件は自白事件で、罪自体は認めているということですね。被告人は工場で働いていた修理工ということですが、被告人が勤めている工場の経営者のいところにいろいろ指導をお願いされたということなんですが、このいとこの方が注意してもなかなか言うことを聞かず、勤務態度もよくないというところがありまして、積もり積もった不満が怒りに変わりまして、かなり激しい暴行を加えたようですが、その結果被害者の方、経営者のいとこの方が亡くなったという事件と聞いておりますが、よろしかったでしょうか。

2番

はい。

司会者

判決ですが、人が亡くなっているということもありますので、懲役8年とのこと

ですが，感想はいかがですか。

2番

傷害致死ということで，言葉で殺す意思はなかったということのを簡単に言うことはできると思うんですけど，やっぱり実際に裁判を見ていて，顔色だとか態度だとか，反省しているオーラをその現場で裁判に参加することによって感じることはできました。

司会者

どうもありがとうございました。法廷でまさしく被告人の様子を実際に見て，場合によっては質問して，被告人の人となりなども感ずることができる，そういう機会でもあります。

それから，4番さん，5番さんになりますけれども，事件はお二方とも同じ事件ということで，罪名は殺人未遂と伺っております。自白事件で，犯罪事実自体は特段争いがないということがございますけれども，こちらの事件の内容を少し紹介させていただきますと，被告人は夫婦ということですが，次男の方が軽度の精神障害があるということで，その息子さんがどういうわけか，あまりよくない人とつき合ってしまったって，その人がかなり法外な金銭を要求するということが続いたということで，被告人夫婦は大変つらい思いをされて，次男の方につき合いやめるようにとか，いろんなことを言ったりして問いただしていたわけなんですけど，それに対して次男の方がまともに答えないということがありまして，この夫婦は絶望と，それから怒りを募らせた結果，殺意を持って顔面などを刃物で多数回突き刺したり，あるいは首をコードで巻いたりなどし，ただ幸い全治3か月間の傷害にとどまったということではよかったですでしょうか。

4番

はい。

司会者

判決は，被告人両方とも執行猶予ということで，懲役3年，執行猶予5年でした

ね。大変な事件だったと思いますけれども、4番さん、感想はいかがでしたか。

4番

初めてなので、どのように判決というか、量刑を出すべきか非常に悩んだところなんです。犯行そのものに関しては映像等で中身は理解できたのですが、何を基準にして量刑を考えるんだというところが非常にポイントで、それが結果的な話としては動機、計画性というところが大きなポイントになってくるのかなというところで、頭の中でどこにレベルを置くかというところが一番大きな悩みでした。実際にAさん、Bさんというか、共犯ですので、Aさんが重いのか、Bさんが重いのかというその判断も問題点としてはあるのですが、私が一番悩んだのはやはり量刑をどのレベルに設定するのが妥当かというところで悩みました。

司会者

ありがとうございます。では、5番さん、お願いします。

5番

今4番さんが言われたとおり、かなりこの案件については量刑そのものを悩んだというのが結論としてあります。それから、これは個人的な見解なんです。裁判員になったということで、裁判所の雰囲気とかは初めて接するし、最初の数時間は、全体を把握するのに時間がかかり裁判の仕組みがどうなっているのかとか、ここにスケジュール表みたいな形で出されていますが、馴染みにくいというところが私の第一の感想です。それから、いろいろと自分が経験をしたことが何かに活かせるのではないかと思いました。正味4日間ぐらいでしたが、非常に私にとっては貴重な時間を頂戴いたしました。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。それでは、最後は6番さんの事件になります。罪名は強盗致傷と銃砲刀剣類所持等取締法違反ですが、自白事件ということで、事実関係は争いがないということでもろしかったですか。それで、事案は、不良グループによる駐車場における強盗ですが、友人2人と共謀して、一緒に被害者の顔面にたばこの

火を押しつけたり、顔面を拳で殴ったり、被告人がナイフを突きつけて殺すぞと言ったりとか、そのようなことをしてとても反抗できない状態にした上で、現金2万2000円などを強盗し、その結果、全治18日間のけがを負わせた、そういう事件ですね。あとは本来持つてはいけない大きさのナイフを持っていたという事案でございます。こちらのほうも情状が争点になったわけですが、被告人はいわゆる執行猶予中であり、実際の判決につきましては、懲役4年という判決が下されたということよろしかったですか。

6番

はい。

司会者

実際にこの事件を担当された感想というのはいかがでしょう。

6番

犯行の詳細をビデオとかカメラとかで見ると、初めは人けのないところでこっそりやられたのかなと思ったんです。そうしたら、人は通っているし、車は出入りしているし、何でそんなところで誰も助けられないのかなという、そっちのほうにショックでした。あと、起訴状には主犯が被告人だという感じだったんです。それで、実際に見ていくと、違うなという感じで、判決はこのとおりになったのですが、取調べの時点でどうやって取り調べたのかなという、起訴状を書くということは弁護人も納得していますよね。

田村弁護士

それは納得はしていません。

6番

納得というか、見えていますよね、起訴状は。

田村弁護士

起訴状は見えています。

6番

それを出すことも知っているわけですよね。違うと反論しないのですか。

田村弁護士

起訴状はまず検察官が書いて、こういう罪だということで出されているんです。それに対してももちろん弁護人はここの部分は違うというところがあればもちろん争う余地はあると思います。

6番

全然違うと思いました。

田村弁護士

そこは、多分弁護人の弁護方針として被告人と話し合っただけでそういうことになったのかなと思います。

6番

だから、あの時点で私が考えるには、間違っていたら失礼だと思いますけれども、被告人に前科があって、3人のうちで一番年上で、体も大きくて、見るからに悪そうという感じは感じだったのだと思います。だから、最初から調べるにも何ももうこいつが主犯だという感じで、それで決めつけられちゃって、本人も他の2人が年下ですから、その言いなりになったとはメンツにかけて言えないし、俺が主犯だという気になっていたかもしれないけれども、実際に冷静にずっと見ていくと、違うなというのは明らかなんです。何でああいう起訴状になったのかなというのが不思議でした。

田村弁護士

少なくとも6番さんのほうから見て、弁護人がそういうところをもう少しきちんと言っていけば全く受けるイメージが違ったんじゃないかというような・・・。

6番

違ったというか、はっきり言って私たちがいろいろ言っていって最終的にこうなったわけで、もし誰も何も言わなかったら主犯できっと終わっていたんじゃないかなという気がするので、裁判員の人も起訴状を鵜呑みにしないで、これは本当かな

というのをまず疑って、本当はどうなんだろうというのを見て行ってほしいと思います。

田村弁護士

非常に参考になりました。ありがとうございます。

司会者

実はこの事件は私が担当した事件ではあるんですが、起訴状は、確かに一般の方からするとわかりにくいですよ。起訴状だけを読みますと、被告人が他の仲間と共謀してこれこれやったというような記載になっていますから、何となく被告人が主犯であるという、そんなような印象を受ける書きぶりには確かになっていますよね。ただ、実は法律的には被告人が仮に主犯格でなくても共同正犯といいますか、共犯であれば大体今の検察庁の起訴状の書き方は今言った書き方になりまして、実は起訴状を見ただけでは誰が主犯か、あるいは従属的かといいますか、主犯でないかということとははっきりわからない記載になっているのが普通なんです。ですから、ここのところは、裁判所のほうが起訴状を最初に皆様方に御覧になっていただく際にそこのところをもう少し説明すればよかったのかなと今反省しているところであります。御指摘どうもありがとうございます。

6番

だから、それによって判決の年数ももっと変わってきたかなという気がするので、そこが一番大事かなと思います。

4番

今の話の中で弁護人側と検察側というのは、起訴状というのは当然検察側のほうが書いていくものであって、ある意味で勝手によくて、それをあらかじめ読んでいて、弁護人のほうからこれ変えてよという話というのは仕組みとしてあり得ないですよ。ある意味で自分の主張をしっかりと起訴状に入れるということですよ。それをもとにして弁護人がそうではないのではないかとか、いろんな形で作り上げていって、裁判になって、正常の評価をされるというのが筋ですよ。だから、今ち

よつと言われたのは、最初から正しいものが起訴状として上がってくるという言い方をされているようなイメージがあって・・・。

6番

そうじゃないです。

4番

要はものすごく正しいものということではなくて、ぶれていても要するに起訴をしたんだという内容は大体こんなものなんだよというところから入っていくものですよ。私はその区分けがあらかじめでき上がっていたら困るなと基本的に思ったので、質問させてもらいました。

6番

裁判の流れで見ても弁護人がそれ違いますよねということを一言も言っていなかったんです。そのままずっといっていたんです。

4番

それは裁判の進め方としてね。

6番

ええ。だから、ずっと弁護人もこの人が主犯だからという感じに受け取られる流れだったんです。なので、余計そう思ったんです。弁護人がどんどん突っ込んでくればこちら納得いったんですけども、弁護人も、そうだよ、あんた悪いよねという感じで、検察官から突っ込まれ、弁護人からも突っ込まれ、反省しなさいって、どんどん追い込まれていってという感じで、本人も淡々として何でやったんですかと言われると腹が立ったから、ぶっ飛ばしたんだよとかということをやったりして、印象は悪いんです。確かに知らない人が見たらあいつが悪いんだろうという感じなんですけれども、実際にはうまく乗せられている、利用された感じのところがあって、あいつを主犯にしておけばという感じの悪い仲間とつるんでいたんですけど、それでその流れで一番年上だったし、他が未成年だったので、裁判にかかったのは本人だけだったんです。反省しているのか、していないのか、淡々と、よ

くわからない返事の仕方をずっとして、最後に私が言ったときに、本人は反省してほしいけれども、弟たちが4人もいたり、お母さんが一人で頑張っていたりするわけです。だから、そういう人のことを考えてということをやったら、やっと、私もちょっと感きわまってしまったのですが、最後に少しほろっとしてくれて、やっと反省してくれたなという感じでした。悪いことをしたのだから、責められるのは当然なんですけれども、ただ責めているばかりでは、本人だって悪いのはわかっているんです。悪いから、ここにいるんだということはわかっているんだけど、悪いんだ、悪いんだ、悪いんだってずっと、そればかりだとやはり救いようがないというか、やはり本人もどうしたらいいんだろうという、これからどうしますかと言われて、スポーツをしようかなんていう感じなんですけれど、そんなスポーツやるよりもまずお母さんたちに謝ることが一番じゃないかなという、兄弟たちとどうしていこうかという、そっちのほうの方が先だろうという感じがするわけです。だから、それを一番最後に言ったときにやっとほろっとしてくれて、やっと反省してくれたという感じでした。

司会者

私も今おっしゃられて、何となく当時の状況を思い出してきまして、少し話はずれますけれど、今のお話のように裁判員の方々の一言が被告人の琴線に触れるということも、これも時々経験することでございまして、裁判員裁判の意義があるなと思ったところです。ありがとうございます。では、早速テーマのほうに移らせていただきます。まず、裁判員裁判の選任手続、選任手続というのは一番最初に多くの方々に、裁判所にお越しただいて、その中から裁判員を選ぶ手続になります。実はなかなか候補者という形で裁判所にお呼びしても、特にお仕事の関係などで行かれないという方が最近増えている状況がございます。体が弱くて裁判所に行けないという方は、やむを得ないのですが、もしお仕事とか、あるいは育児とか介護とかの事情で裁判所に行けないという方につきましては、こちらのほうで日程の組み方を工夫すればより多くの方に裁判所にお越しただける場合があるのではないかと考えまし

て今回質問をさせていただきました。

まず、最初の質問ですが、今回皆様方が裁判員の候補者に選ばれまして、実際に裁判所にお越しいただいたわけですが、何かこれは裁判所に行くのは困るとか、あるいは辞退しようとか、そのように思った方はいらっしゃいますか。1番さん、いかがですか。

1番

体質で血を見ると貧血を起こしたりするので、裁判の内容が結構凄惨なものであれば裁判員裁判に参加しているときに途中で倒れる可能性もあるので、そのときには辞退しようかなと思ったんですが、実際そこまででもなかったもので、参加させていただきました。

司会者

強盗致傷ということで、全治1週間のけがということですので、それこそ2番さんや4番さん、5番さんのような事件とは少し違うかもしれませんが、もし例えば2番さんのような傷害致死という事件だったらどうされましたか。辞退をされたか。

1番

辞退をしたかもしれないです。他の方々に迷惑をかけてしまうということもあるので。

司会者

また後でお聞きしますが、実際に全治1週間のけがということで、けがの写真は証拠として出てきましたか。

1番

出てきましたし、見ました。1週間のけがですのでそんなに気持ち悪くはならなかったです。

司会者

今おっしゃっていたように、この点は裁判所も、ここは十分注意をしたいと思っ

ているところです。写真のほうはまた時間がありましたら話をさせていただきます。他の皆様方で特に裁判所からいついつに来てくださいと御連絡を差し上げまして、ちょっと行けないなとか、行きにくいなとか、何かそのようなことをお考えになった方はいらっしゃいますか。

4番

行けないということではなくて、ある程度第一線を退いて、ぼちぼちと他のことをやっているような人間にとって、むしろこれはチャンスだと、そういう意味で案内が来たときには、選ばれるべきだという気持ちで臨んだら選ばれたというような状態です。全員がそうだとは言わないですが、一線で活躍されている方はいろいろ仕事の関係とかあると思いますが、時間に余裕のある人間はチャンスがあればこれは経験したほうがいいと、経験する前にそう思っていたんです。経験してやっぱりそうだなと思っているのですが、そういう意味では断るのではなくて進んで行くというぐらいの気持ちでした。

司会者

ありがとうございます。では、次の質問になりますが、選任手続の日と実際に裁判が始まった日の間隔なんですけど、場合によっては午前中に皆様方を裁判員に選びまして、午後から審理をするという、そういうスタイルもございます。ただ、恐らく、さいたま地裁における多くのスタイルは選任手続をしまして、大体その翌日に裁判の審理を始めるというパターンが多いかと思えます。場合によっては翌日じゃなくて2日間、3日間、私自身も一番長いのは1週間空けて裁判を行ったということもありました。2番さんは午後から裁判が始まっていますね。この日は午前中に選任手続があったということになるわけですか。

2番

はい、午前中にありました。

司会者

午前中に選任手続が入って、選ばれて、午後からいきなり裁判ということなんで

すが、もちろんそういう形でやれば実際に皆様方に裁判所にお越しいただく日というのは、少し短くなる可能性が高いですが、いきなり午後から裁判員裁判ということで少し精神的にしんどいという、そういう御意見はあるかと思うのですが、どうですか。

2番

今回のように午前中選任手続で、午後から裁判という形のほうが私的にはありがたいです。呼出状が来たときに正直、どうにか断れないものかなといったところがやはり頭の中で働いたのですが、うちの会社が比較的こういうことに理解のある会社でして、特別休暇みたいな形で上司も認めてくれる会社だったので、一緒に裁判員された方々で自営業でお店をやっている方とかは苦勞なさっていたみたいです。私の場合、幸い会社が認めてくれたので、それと期間も5日間ぐらいで、これ以上長いとさすがに困るのですが、このぐらいならうちの会社だったら参加できるというところもあるので、個人差は当然あると思いますが、私の立ち位置からいうと5日間ぐらいが望ましいかなというところですが、ただ、長丁場のものだった場合はさすがに対応が無理かなと感じました。

司会者

そういたしますと、今回は2番さんにおかれましては午前中に選任手続をやって、午後から裁判の審理をしたということで、ぎゅっと凝縮された形の日程になっておりますが、これは相当であるといえますか、よかったと、そのようなことになりますかね。ありがとうございます。他の皆様方は、審理自体は午前中から始まっているので、別の日に選任手続を行ったと見受けられますけれども、選任手続をして、その翌日から裁判が始まるというやり方もあれば、場合によっては1週間ぐらい空けて裁判員裁判を始めるやり方もあることはあるんですが、他の方で間隔が少し短か過ぎたとか、あるいは長過ぎたとか御意見はございますか。1番さんは何日間ぐらい間がありましたか。

1番

私は3日間だったので、それほど長くもなく、会社に話をしたら、特別休暇という形でいただいたので、特に日程のところでもとても大変だなということはなかったです。

司会者

そうしますと、選任手続自体が行われ、裁判員に選ばれて、裁判自体は翌日から始まったんですか。

1 番

たしかそうだったと記憶しています。

司会者

わかりました。特にお仕事の関係で翌日から始まる場合、少し仕事の算段が困るとか、そのようなことはなかったですか。

1 番

たしか、実際に裁判員になった場合の日程も先に提示していただいていたので、もしなったらこの日とこの日とこの日を予定しますという話も会社に事前にさせていただいたので、特に問題はなかったと思います。

司会者

ありがとうございます。4番さんは日程の関係はいかがでしたか。

4 番

私は先ほど言ったように自由に調整が可能なので、いつでもいいですが、ただ選ばれた方を見ていると、やはりその日というのは難しい感じがします。例えば金曜日とか木曜日とか水曜日だったとしても、やはり次に始まるのは月曜日以降、週を挟んだほうがいいと思います。呼ばれても結果的に選ばれると思っていない人がかなりいるんです。だから、会社には、裁判所に行くけれど、選ばれないから、また翌週はちゃんと働くよというぐらいの言い方で来ている人が何となく多いような気がしました。そういうのを考えると、やっぱり1週間というか、週またぎにしたほうがうまく仕事の調整ができるのかなというような、他人の話ですが、人の行動を見る

とそのような感じがしました。個人的には全然いつでもいいのですが。

司会者

ありがとうございます。5番さん、いかがですか。

5番

私はいつもフリーの身ということで、時間は別に気にはしていなかったんですけど、やはり先ほど2番さんも言われたとおり、選ばれてすぐに裁判に入るのはなかなかできないのではないかと思います。今4番さんも言いましたが、選任された人数を確認したら、26人いましたが、そのうち選ばれるのは8人だから、3分の1の確率というのはほとんど外れるなという気持ちでいたんです。それが見事に、当たってしまったというのが現実なんですけど、実際選ばれてすぐ裁判に入るだけの度胸がないし、選ばれること自体がまず気持ち的にはなかったというか、自分でもそういう覚悟もなかったというのが1つありました。

司会者

ありがとうございます。6番さんはいかがですか。

6番

最初の日には、大雨で半日で終わり、その日は何もやらなくて、そのあとの日にちも結構空いていたので、その間に自分の用は済ませられました。やはり続けて行われるよりは期間が少し空いていたほうが予定が組みやすいかなという感じですね。それよりも裁判員候補者になったという連絡があってから、実際に裁判所から呼出状がいつ来るんだろうというほうが、困ります。予定の組みようがないというか。

司会者

一番最初は、最高裁判所から裁判員候補者になりましたという、そういう御連絡をさせていただいて、その後実際の事件に当たるかどうかはまた別なので、いつ来るかというのは不安ですね。間隔が空いていたほうがいいというお話ですね。そこで、この問題の最後になりますけれども、今裁判員の審理の日程につきましてどういうふうにするかということで、できるだけ短くコンパクトに、皆様方が裁判

所にお越しいただく日を1日でも短くするという方法と、多少ゆとりを持って、審理計画を組み立てる、その結果、例えば1日ぐらい延びるとか、そのようなスケジュールを組み立てるのとどちらがいいか、我々裁判官のほうで悩んでいるところでございます。この点なんですけれども、実際皆様方に審理を御担当していただきまして、確かにかなりタイトなスケジュールの方もいらっしゃるれば、若干ゆとりがある方もいらっしゃる感じもいたしますけれども、どうですか。皆様方、実際に振り返っていただきまして、もう少しゆとりがあったほうがいいのか、あるいはもう少しコンパクトにしてもらって、裁判所に来る日を1日でも、あるいは半日でも短くしてもらったほうがいいのか、そのような御意見がございましたら承りたいと思います。4番さん、どうぞ。

4番

私の場合は、個人的には非常にきれいにいったというか、スケジュールもうまくいったと思っています。今の質問の中で短くしたほうがいいのかどうかという話というのは、裁判の見積もり方なんだと思うのですが、見積もりがうまくできていたんでしょうね。だから、私は従来どおりの見積もりでいいような気がしておりますが、あまりにバリエーションがたくさんあるような、もしこっちに転んだらこうなってしまうとかいうのだと、あらかじめ予備日を設定していただくとかというのは、実際のスケジュールを作られる方のほうが悩んでいただければ、今の見積もりベースでいいんじゃないかという気がしております。

司会者

事件にもいろんな事件ありまして、本当に俺はやっていない、無罪だという、大変難しい事件もありますし、いろんなパターンがあります。他の皆様方、実際に裁判員裁判やっただきまして、審理日程の関係ではいかがですか。1番さんも大体こんな感じでよろしかったですか。

1番

そうですね。3日間というところだったので、特に、スムーズに審理のほうは進ん

だのかなと思っています。ただ、量刑グラフとかを見ながら実際の年数をどうするのかというところの時間はもう少し長目にしておくべきかなと思いました。最終的に何をどれぐらいの年数にするのかを決めるのは、やはり何か比較する材料がないと判断のもとがないので、そこをじっくり見ながら年数を考えていったほうがいいかなと思っています。あと、今回の審理とはまた別なんですけれども、先日ニュースで事件の審理が135日、2番目に長いというような話を聞いて、参加は難しいのかなと思いました。

金銭的にある程度国が補償するとか、135日のところなら最初の例えば30日間、人を分けるとかという形もせずに、135日やれる人をやってくださいという話になってくると、多分人数が絞られてきますし、ある程度何とかならないのかなという、もう少し裁判所以外のところでいろいろ力を出さないと、135日やれる人がやってくださいと言ってしまうと、それこそ何か平等性とかというのはすぐ分かれてしまうのかなと思って、せっかくこういう有意義な経験をさせていただくのが裁判員制度なので、審理が135日間かかるから、135日を受けられる人を裁判員として来てくださいというのはあまりにも無責任というか、ちょっと常識とは離れているかなという印象を感じました。

司会者

一番最後におっしゃったことは本当に難しい問題で、いろいろ裁判所も長期化審理については対応できる方策も、さっきお話が出たように分けてやるというのは法文上あることはあるんですけども、やはり最終的な量刑を決めるに当たってどうなのかといういろいろな難しい問題もありまして、実際おっしゃるようにあれだけの長い日数に参加できる裁判員の方というのは国民の中でもかなり限られてしまいますので、そういう意味では国民の多くの意見を取り入れるという趣旨からしてどうかなというような議論は本当によく理解できるところです。正直言ってなかなか大変難しい問題ではありますが、正直私のほうもどうしていいかというのはまだよくわからないところでございます。これからもしっかりといろんな裁判官と議論を

していこうと思っていますけれども、本当におっしゃることは非常によくわかります。

時間の関係もございますので、ここからは検察官と弁護人の立証活動が中心になってきますけれども、まず一番最初の審理、裁判員の審理が始まった段階で最初に被告人の名前とか住所なんかを裁判長が確認しまして、それから検察官が起訴状を読み上げます。それが終わった後、被告人が罪、皆さんの場合だと自白ですから、事実間違いないと答えたかと思いますが、その上で弁護人が事実間違いないと、被告人と同じ意見であると述べた上で、その後検察官と弁護人が証拠によって証明しようとする事実といいますか、大体事件のアウトラインをお話されたかと思いますが。人によってはパワーポイントなんかを使った方もいらっしゃるかもしれませんが、きれいなカラー刷りのメモを使った方もいらっしゃるかもしれませんが、この冒頭陳述、審理が始まった際に述べられるもの、それから一番最後、被告人質問などが終わった後、論告と弁論ということで、この事件に対する最終的な意見が述べられます。具体的には、検察官のほうは被告人にとってよくない事情があるということを描いた上で、恐らく被告人を懲役、例えば5年に処するとか、懲役10年に処するのが相当であると、そういう意見を述べたと思います。論告、求刑ということですね。逆に弁護人は被告人にとって酌むべき気の毒な事情がありますよということを描いた上で、場合によっては被告人は懲役1年が相当であるとか、あるいは刑の執行猶予、刑務所には行かずに社会で更生することが相当であるという意見を述べます。こういう形で検察官と弁護人が冒頭陳述、それから論告、弁論という形でいろいろお話をされたかと思いますが、わかりやすさはいかがだったですか。御意見をいただければと思います。4番さん、いかがでしょうか。

4番

冒頭陳述の中で当然前提条件になって、そのまま話を受け入れるのですが、一番ひっかかったのが通常の生活の中で考えている計画的という表現、今回のテーマが突発的、衝動的にやったものなのか、計画的にやったものなのかという、最終的に量

刑の判断に大きく関わるのですが、検察官は計画的という表現を堂々と起訴状に書くんです。事象を見ていくと、これが計画的というものなのかというのが、普通の生活の中ではこれは計画と言わないよねというようなずれが少しあって、当然そこは終わった後に確認は入るんですけど、少しずつ、同じキーワードなんですけど、ずれが生じているところがあるかなというのはまず陳述を聞いていて思うところで、そこをきれいに裁判員に選ばれた人が確認しなければいけないんでしょうけれど、その辺りがきれいにわからないと次のステップに、評議にうまくいかないかなという気はしました。要するに計画的というのと衝動的という、その辺りのところの大きな違いが一連の中で分かれ目がよくわからないというところは印象としてありました。

司会者

計画的という表現が一般の皆様方が見てどうかなというのは、もちろん詳しくはわかりませんが、そのような印象は確かに持つ事件かもしれませんね。2番さんの事件は、審理計画で鑑定人の証人尋問という記載があるんですけど、どういう方を証人尋問されたんですか。

2番

お医者さんが来られて、先ほど1番の方が言ったように生々しい写真とかではなく、カルテみたいなのと、あとパワーポイントで図解にして、この部分を圧迫して窒息死したんですみたいな、絵というか、写真ではなかったの、インパクトには欠けるんですけど、十分伝わった説明、とてもプレゼンの上手なお医者さんで、わかりやすかったです。検察側はやはり証拠としてそのような人を連れてきて、あと、スケートボード持ってきたり、ほうきでたたいたとかという主張だったものですから、物的なものを持ってきたりしていました。弁護側は弁護の対象は、お母さんが見えられて、お母さんが被告人を引き取って、本人も十分反省しているのとか、どちらかという心情的な話を結構話していて、物的なものを、事実を持ってきてというところで、弁護側のもう少しインパクトのある闘いといったところが弁護側は負けてい

るかなという印象は受けました。当然事件によると思います。

司会者

難しい事件でしたね。

2 番

当然相手側はいなくなっているわけですから、被害者側もお母さんが見えていて、親族的には100対ゼロしかない事件だと思うのです。それをどこまで9・1にするのか、8・2にするのか、7・3にするのかというところの議論だと思うんですが、少し細かいところでいうと、今回裁判のときに、ここの社長さんが結構キーマンだったんです。被告人と被害者が工場で2人きりで仕事をしていて、社長さんというのがキーポイントの人だったのですが、この人が裁判に5日間1回も来ていないんです。この人が来ると結構展開変わったのではないかなというところがあって、社長さんがこの被害者を面倒見てくださって被告人にお願いしたのですが、仕事の指導をしてもいつも休憩して一向に仕事をしないというのが暴行を働く動機だったというストーリーだったのですが、異常発信を被告人側は十分していたわけです。もう私は面倒見切れない、何とかしてくれって。そう言わずに何とかしてくれ、頼むよという、そこでストレスがたまっていってという犯行でした。その社長さんというのはこういう契約にしていたにもかかわらず、事件現場に登場したのが1回か2回で、裁判にも出ないですし、海外に行っていたとか、そういう話でした。そういうキーになる人が出頭せず、発言を聞く前に判決が出た事件だったものですから、その人がいると刑が軽くなるのか重くなるのか、左右されるようなキーマンだったのももう少し時間をかけるべきだったのかなと思いました。個人的には、5日間で、時間もとれて、適度な時間だったというところもあるんですけど、事件の判決を下すということをして、きちんと意見を聞くべき人がもっといて、もう少し時間をかけるべきだったのではないかなと感じたところです。

司会者

審理日程が若干延びるかもしれないけれども、それでもキーパーソンと思われる

工場の経営者、この方を証人として呼んでいろいろと話を聞くほうがよかったんじゃないか、そのようなお話ですかね。あと、検察官や弁護人の活動についてなんですが、こちらのほうも是非とも御意見を承りたいと思っておりますが、1番さんはどのような印象がございましたか。

1番

実際の審理の中で、幾つか覚えている中の一つというのは、弁護人側の冒頭陳述の冒頭で最初に心情的なところを訴えたというところ、最初の一声でそこを訴えたということで、実際の犯行についてはおおむね弁護人も認めた上での話だなという形で、弁護人の冒頭陳述での第一声というのはすごく重要なこと。そうすると、裁判員としてはこのところは考えなくてもいい、このところを考えなければならないというところが、結局情報は比較的検察側から来る情報がやはり多いので、そこに対してどこを気をつけるべきか、どこを視点にするべきかというところで弁護人の第一声というのは重要だと思いました。今回は心情的なところだったので、ああ、シンプルなんだなと思ったところがありました。

司会者

具体的にはどういう一声をされていましたか。覚えていらっしゃいますか。

1番

どうしても空腹で、思考停止でどうしようもなくやってしまったという、そういう空腹状態でどうしようもなかったんだと心情を発していたプレゼンテーションだったと記憶しています。

司会者

最初にアピールポイントを出すやり方だったんですね。

1番

そうです。それを聞いて、ああ、実際の犯行のところについてはもうこの弁護人の方はおおむね承知をした上で、そのところを論点で勝負しようとしているんだなと、そこで裁判員としては考えるべきところはそこなんだなと思いました。

司会者

ありがとうございます。5番さんはいかがだったですか。審理において検察官や弁護人の立証活動について何か気になることがありましたら教えていただけますか。

5番

あまり私もテレビのドラマとかそういうものを好むわけじゃないですけど、もう少し検察官、それから弁護人とのやりとりがあるものなのかなと思ったのですが、ほとんどなかったです。というのは、出来レースなのかなというような感じがしました。なぜならば、私は弁護人のすぐ上にいましたので、ただ下書きしてあるのをほとんど読み上げていたようなんですが、これは被告人に対する質問だとかどうもできているのかなというような感じすらありました。あまり記憶に残らないほど寂しかったというのが現実です。本当ならばそこは違うんじゃないのというようなものとか、もう少し裁判らしいものがあってしかるべきかなと思ったのですが、一つもないです。何かほとんど紙に書いたものを読み上げていたというのが現実です。

4番

同じ話をしてよろしいですか。やっぱり出来レースなのかなという、本当はあってはいけないんだろうと思っていて、結果、スケジュール調整の見積もりの中にそれが繰り込まれているという表現がいいのかわかんないんですが、何かもう少しバトルがあってもいいという気がしました。まず、弁護人が弁護していません。紙で読んでいるというのは、私は反対方向にいたので、わからないんですが、弁護人は弁護していないと思いました。というのは、先ほど1番さんも同じ話なんですが、何とか刑を軽くしてくださいよという表現になっているようなイメージなんです。何々のゆえに軽くしてよという世界ではないんです。とにかく情状に訴えている。それを裁判員が受け取れるかどうかという話は全然別な事象からもって受け取るしかないというところがありました。検察側としては、今回の事件は殺人未遂ということになっているのですが、その原因になっている裏に詐欺事件的なおいがものすごくするわけですが、ここに関しては一切検察側は無視なわけです。それはそれでい

いんですが、裁判ですから、自分の求刑する上において不利なことを言わなくても別に構わないのだと思うのですが、それを弁護人が一つもそこを言っていないというところをものすごく感じて、これはまずいのではないかと感じました。そうすると論点がものすごくそこではっきりするんです。それが審理日程の話で冒頭で私はいいスケジュールだったと言ったんですが、本当にバトルをやるのであれば予備日を1日設けたほうが良いというぐらいの気持ちになります。出来レースであればあのスケジュールかなということだと思し、裁判の話としてみんな裁判長とか裁判員にそれを全部勝手に判断してくれよというぐらいの話になっているのか、私はわからないんですが、そういう感じがしました。

司会者

ありがとうございました。実際の裁判では公判前整理手続ということで裁判をする準備を何か月間かやっておきまして、そのときにどういう点を検察官がこれをアピールする、弁護人はこれをアピールするという形でそのところをちゃんとお互いに出して、相手がこういう主張するなら自分はこういう主張するという形でかなりお互いに作戦を立てながらやっているはずなんですけど、そのところ、特に弁護人の主張のインパクトが薄かったのかもしれないね。

それでは、先に進めます。遺体写真についてお話がありましたけれども、特に2番さんの事件では傷害致死ということですから、遺体写真、この点の証拠というのは実際にどういう証拠が出て、どういうふうにお感じになりましたか。

2番

先ほども話したように、写真ではなくて図解に、パワーポイント化してあって、この部分をこうして打撲を与えたことが結果になって、ここがこうでしたみたいなのを図解で示していたので、先ほど1番の方が血を見るとみたいなお話があったのですが、裁判長の方がそういう意見が多いので、最近は極力そういう写真をなくすような動きをとっているんですよという説明がありました。自分は1番の方とは逆で、血を見るとその気になってしまうところがありまして、少しあってもいいのかと思

います。だから人それぞれなんです。そのほうがインパクトがあって、事の重大さだとかというのを受けとめやすいところはあるかなと思いますが、大半の人がやっぱり不愉快な証拠はありましたかということかというと、血を見るのが嫌だというのが普通だと思うので、そういうところを見るとそういう配慮があってしかるべきかなというのは感じました。

司会者

今回実際にお医者さんが法廷でプレゼンされた際に、遺体の写真そのものはお示しにならずに、イラストとか図とか、そういうのを使って説明されたということで、非常にわかりやすかったということですか。

2番

はい。

司会者

ありがとうございます。あと、4番さんと5番さんの事件は、殺人未遂ということで、被害者の方は亡くなってはいないんですが、かなりひどいけがを負った事件ということですね。こちらはどうでしたか。

5番

写真は白黒でした。ほとんど見ても何かよくわかりません。あと、図解はありました。

4番

もっと凄惨なものがあるかと思っていました。

5番

それは自分のほうは期待はしていなかったですけど、ただ部屋の間取りとかそういうのもありましたので、何となくイメージができました。先ほどの話じゃないですが、衝動的、それからとっさ的などころがありましたので、どうしてそういうふうになるんだろうというのが写真や図解を見せていただいてわかりました。

司会者

部屋の間取りとか、例えば廊下とか鏡とか床に血がついているとか、そのような写真はありましたか。

5 番

それは少しありました。血痕がついているものがありましたけれど、恐怖を感じるといふことありませんでした。大事なのは、先ほど、うちの事件では電気コード、それは写真の中にちょっと陰にあったんですけど、隣の部屋にあったコードだといふことで、それを持ち出して首を絞めたとかという話だったので、証拠として、物品もそうですけど、写真は必ず必要なのではないかなと思います。

司会者

今回白黒写真を出していただいたわけなんですけど、そうすると白黒であれば特に凄惨といふか、刺激性については問題はなかったといふことですが、色つきの写真でもよかったんじゃないか、そのような印象はあるわけですか。

5 番

見る人によってだと思います。1番さんのような方であればきっと倒れてしまうかもしれませんが、白黒ですから、血痕そのものは黒くなっていますので、その部分は大体想像がつきます。

司会者

ありがとうございます。なかなか遺体写真の関係も、裁判員の皆様方の御意見をお伺いすると、見たくはないけれど、やはり裁判員としての責任からしっかり見た上で判断をしなければ、そのようなお話をされる方も実はいらっしゃるんです。責任感が強いなと思うところもある一方、中には非常に個人差がありますので、自分では問題ないと思っても実際に見てみると本当に非常に気分を害してしまうという方も結構いらっしゃるって、なかなか難しいところで、ただ先ほど申し上げましたが、できるだけ多くの方々に裁判所にお越しただいて裁判員裁判をするといふ、そのような趣旨からいきますと、遺体写真を見るのが苦手な方もお越しただきまして、遺体写真をできるだけ見ない形で裁判をしたいな、そのような思いが我々にはあり

ます。それでできるだけ裁判所といたしましては遺体写真を少なくするような方向で特に検察官にお願いしているという状況があります。今後も恐らくそういう形で裁判をしていくということになります。そうすると、今回に関しては皆様方は、特に遺体写真を見て気分が悪くなったとか、そのような不愉快な証拠などは特段なかったということですか。あと、今回皆様方が担当された事件ですと、あまり複雑な図面とか証拠とか、あと事件においてはメール、ラインの文章なんかはわあっとたくさん出てきてわけがわからないとか、そんなようなことをおっしゃる方もいらっしゃるんですけども、今回は事件を見る限りあまり複雑な難しい、そういう書類はなかったのかなという気がするんですが、特段何か複雑でわかりにくい証拠というのはございましたか。証拠のほうはわかりやすかったですか。

4番

そういう証拠はわかっていたんですが、その証拠をつないでいくストーリーというところは少し飛んでいると思いました。本当はもう一つ証拠があっただけという、何かがあっただけストーリーができるんだと思うんですけど、これとこれをつないでこのストーリーでいいのかというような、そういう感じのものはありました。そういう意味では証拠が足りないを見たほうがいいのかもしいかなと思います。あまりにも短絡的な流れの中で重要書類というか、証拠だけをぽんと出して、その間はわかれということですかね、そういう感じはありました。具体的にどうだと言われるとちょっと困るんですが、これとこれでこう結論づけていいのというぐらいのものを感じました。

司会者

次の質問でも明らかに不要な証拠はあったかどうかという質問をさせていただきますけども、今の時点で具体的にどういう内容かということは思い出せませんか。それがわかると我々非常に勉強になるんですけども、検察官の立証、あるいは弁護人の立証だったですか。

4番

結果的には検察官のほうになりますかね。それを弁護する力もなかったので、検察官の話だと思うのですが、要は部屋の片隅に電気コードがある、血痕、電気コードと、実際の血痕はちょうど対角線の向こうに血痕はあるのですけれど、実際に首を絞めて刺したのはブルーシートのある廊下で全然別な場所なんです。この絡みがわからないのですけれど、でもここで電気コードで、ブルーシートの上で説教を含めてやっていて、感きわまって電気コード持ってこいという話で絞めたと言いながら、そこで絞めている段階では血痕はあり得ないですよ。ブルーシートの横が血痕のあるところなんですけれど、実際に本当に致命傷負わせているのは廊下というか、玄関口なんです。だから、一番のところはブルーシートの近くの畳の血痕という世界のところは飛んでいるんだけど、ただ血痕の証拠としては表示されている。要するにそういうことを行っているということを言いたいんだと思うんですが、そうするとこの行動がどういう形で首を絞めてとか何かというのは飛んでしまって、最後の廊下のところで終わっているというここに焦点を絞ってしまっているというような感じにはなっていたというところですかね。そこが飛ばされたのではないですかね。

5番

今の証拠写真は、そこに到着した警察官が写真を撮ったものだという事で説明を受けました。ですから、当事者がそこにいたとかそういう話じゃなく、全て終わった後に撮ったという話です。ですから、事件現場というのは多少なりともごっちゃになっている、要は形が多少なりとも動いたのかどうか、そのようなところが少し疑問でした。

司会者

実際の犯行現場の血痕の位置と被告人の話がつじつまが合わないところが出ますか。

5番

そうですね。

4番

それがなぜ問題になっているかというところ、共犯というところの中のウエイトをAさんかBさんかと考えるときに、そこは大きな点にひょっとしたらなっているのかと思って、結果的に共犯で同じ量刑になっているんですが、本当はその行動は主が誰だったのかというところの辺とか何かがあるとわかるかなということで、検察官も弁護人もA、B両方同じような意見だったので、だから最初から同じにしようという感じになっているのではないのでしょうか。

司会者

確かにそのところは争点がなかったせいかな、説明が不足していたこともあったかもしれませんね。あと、他に皆様方から、証拠が足りなくて少しわかりにくかった、こここのところの証拠が足りなかった、こういうところを知りたかった、こういうのがなかった、逆にこんな証拠は要らない、こんなにたくさん証拠があってもかえって混乱してしまうとか、そのような無駄な証拠、あるいは足りなかった証拠、何か思い当たるところはございますか。

6番

こちらの場合は、捕まった経緯が全然わからなかったもので、それで逃げて、どうやっていつ捕まったというのがなかったかと思います。捕まった経緯が全然載ってなかったもので、それがどうなのかなと思いました。なぜ捕まったのか、誰かが自首したのか、それとも発見者が通報したのか、それとも前から目をつけられていたのか、それによってまた違うのかなと思います。もっと前科がたくさんあるのかなという気もしたんですけども。

司会者

前科はあればきちんと法廷で出しますけれど、捕まった経緯に関しては本人が逃げ回ったり、あるいは自首したというなら別ですけど、そうでない限りあまり被告人の量刑を決めるに当たっては重要な要素ではないということで、あまり法廷ではそんなに詳しくは出さない傾向があるかもしれません。被告人にもっとそこを聞け

ばよかったのかもしれませんが、確におっしゃるとおりどうしてだろうと思うのは当然かもしれませんね。

それでは、続きまして、評議のほうに入りたいと思います。評議において、まず量刑のグラフ、今回の事件に関しましては基本的に事実関係に大きな争いはなくて、被告人にどういう刑を科すかというところが一番の大きなポイントになってきますので、そのところで量刑のグラフというのを皆様方御覧になったかと思いますが、これをどのように活用してきちんとした意見をまとめ上げるかということが、量刑のグラフ、刑の大まかな傾向を皆様方にお示ししまして、それをある意味では出発点にしていろいろ議論していくという、そういうことを我々やっているところではあります。量刑グラフによって皆様方十分大まかな傾向を理解することができたか、もしそれができていないとすればどういう点を工夫すればよかったか、御意見をまず承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。1番さん、よろしいですか。

1番

正直実際の評議を行っていて、じゃあどれぐらいの量刑にしようかという話になって、そこでその量刑のグラフが出てきたときに、評議の中で議論していた大体このぐらいの年数だなと思っていたものとはギャップがありました。そこで結構いろいろ考え方を修正せざるを得ないという流れになったと記憶しています。評議していく中での量刑にすべきなのか、最終的には過去の判決での量刑をもとにした方がいいのか、どちらのほうがいいのかという話になってくるかと思うんですけども、最終的にはこれまでの判例をもとにという後者のところで考えるのであれば、もっと量刑グラフを示すタイミングは早くてもよかったのではないかと考えています。そうでないと頭の中で考えていたことと量刑グラフのギャップが出てきたときに、そこでの考え方の修正をするときに、修正をするタイミングが早ければ早いほど、無駄な時間という言い方は変かもしれないですけども、考える時間を長目に持つことができたのではないかなと思います。

司会者

ありがとうございます。具体的に実際にグラフを裁判官のほうで1番さんにお示しした時期というのは大体どれくらいの時期か覚えていらっしゃいますか。

1番

たしか3日間のうちの2日目の評議の夕方近く、15時とか16時とか、それぐらいで実際量刑グラフが出てきて、考えていたのとギャップがあって、それで翌日の午前中に最終的に考えて決めていったと記憶しています。

司会者

どうもありがとうございました。まず、検察官の求刑なり弁護人の意見なんかを聞いて、求刑を聞かれて、まずそこでちょっと今まで考えていたものとは違うなという印象を持ちましたか。

1番

検察官の求刑と実際の量刑グラフとのギャップを感じました。たしか求刑8年ということは先ほど2番さんの傷害致死と同じ年数で、私が入った審理というのは実際に全治1週間で、一方は亡くなっているにもかかわらず、求刑するのは懲役8年だったので、検察官から求刑される年数を目安として考えて、そこに近いのかなと思っていたら、実際量刑グラフを見て懲役8年といたらあんなに重い罪なんだと、考え方をいろいろ修正せざるを得なくなったというのは、何となく評議している皆さんが多分感じていたかと記憶しています。

司会者

ありがとうございます。他の皆様方も量刑グラフを、これは皆様方全員が御覧になっていただいているかと思えますけれども、量刑グラフの示し方、実際に量刑に反映させる、結果的に量刑を決めていただくわけですが、どのように役に立ったか、改善点があるかどうかということですが、御意見はいかがですか。2番さん、お願いいたします。

2番

グラフ、どんなグラフだったかちょっと今思い出せないのですが、1番の方が言

われたように4日目の評議のときのお昼休みにお弁当を食べながらみんなで眺めたような記憶があるんです。過去の傷害致死の判決の事例が並んでいて、その横にこのときの判決が何年ですよというのがずらっと出てきて、このぐらいだとこのぐらいの求刑なんだなというのをみんなで話したのを覚えています。同じ傷害致死でも被告人の反省度合いだとか、事案によって多分まちまちだと思います。そのときに先入観でガイドラインはこうなんだと逆に植えつけてしまうのではないかということもそのとき思いました。ただ、量刑グラフがないとやはり議論にならないと思うので量刑グラフは必要だと思います。どこのタイミングで見せるべきかということ、1番の方と同じで早目のほうがそこに向けて議論を重ねられたかもしれないなと思います。

司会者

実際に単なるグラフではなくて、更に細かい事例一覧表みたいなものも御覧になったということですか。

2番

そうです。それもありました。

4番

どの段階だったかわからないですが、グラフを先に見たかどうか覚えていないんですけれど、あなただったらどれぐらいの量刑を出しますかというのがまず第1ステップあって、その後グラフを見たと思います。グラフは何回か見えています。見ていて、実際に求刑がある前にまず自分だったら検察官が何を言うかを想像してくださいと言われました。それで、求刑があって、帰ってきたときにどうでしたかという、検察官と同じでしたか、違っていましたかという会話から始まって、またグラフを見ながら、なぜそう判断したのかというようなことを各々が会話しました。その後評議が本格的にあるんですけれど、そういうやり取りが結構役に立っているんじゃないでしょうか。だから、時期的にも早いし、グラフを見るのも求刑より前に当然1回は見えていますから。それと、話は飛びますが、データベースの数が少ないです。だ

から、見て意味があるかどうかというのはもう少し時間がたたないと、データベース上はちょっと事例が少な過ぎて、これとこれとこれというぐらいのサンプリングで自分の参考にするというようなことですかね、今の状態ですと。

司会者

そうすると、論告の前にもう既にグラフを見ていらっしたのですね。

4番

グラフも見ています。

司会者

じゃ、かなり早かったですね。5番さん、いかがですか。

5番

グラフについては、判断基準としてできれば早いほうがいいのではないかなと思います。判断する手段が素人はよくわかりませんし、早ければ早いほど基準というのは情報が得られていれば自分の判断につながるんじゃないかなと思います。それから、データベース化することは確かにいいんですが、類似ということで、全く同一のものはないということの判断が必要ではないかなと思います。ただ、先ほどの話だと、弁護人が一生懸命弁護してくれるために執行猶予になったとか、努力することによって変わる可能性もあるんだという話も出ていましたので、必ずしも刑に関して、量刑を判断する上で判断基準としてはグラフは大事なものじゃないかなと思います。また、全体で評議するに当たっては必要なものじゃないかなと思います。

司会者

具体的なグラフだけではなくて、事例の一覧表という細かいものも御覧になったわけですか。

5番

そうですね。

司会者

では、6番さん、グラフはいかがだったですか。

6 番

グラフもいろいろ幅があり過ぎて、でも皆さんの意見が大体方向が決まっていたので、そんなには迷わなかったと思います。

司会者

グラフも早目に示したほうがいいのではないかという意見がございましたけども、それ以外に評議のところで自分の意見を十分に言うことができたか、あるいは法律的事実については裁判官のほうで皆様方に御説明をしなければいけない、そういう義務があるんですけども、その説明のわかりやすさはどうだったかについて御意見のほうを承りたいと思います。

2 番

初日から裁判長や裁判官の方はすごく緊張が和らぐ対応をしてくださいました。議論を重ねるうちに会話がつながるといった形になってきたので、特にわかりづらい説明もなく、裁判についての知らない単語も全て1個1個説明していただきましたので、初日の緊張感だけです。あとは苦勞しなかったと思います。ストレスを感じたことも私はなかったです。

司会者

最初は皆様方本当に緊張されていますので、我々もできるだけそれを和らげるように、慣れない冗談なんかもたまに言っています。他の皆様方はどうだったでしょうか。4番さん、お願いいたします。

4 番

私はわからないことがあるとすぐ聞くというタイプの人間なので、最初聞いた後は何度でも会話するという人間なので、説明もきれいにさせていただいて、よく勉強できました。評議もそういう意味でフリーに会話はできて、発言を止められるようなことはありませんでした。

司会者

ありがとうございます。1番さんは、どうですか。

1 番

私も大丈夫でした。私自身の意見を言い切ることもできましたし、裁判官の説明もとてもわかりやすかったです。今回裁判員を経験することで、裁判官の目線がすごく裁判員の方と同じような目線で見えていただいているところを経験することができたのはとてもよかったなと思います。多分そうでないと町のお医者さんみたいな形でこちらが診察を受ける、上から目線でいろいろ物を言われたりという、お医者さんのようなところのイメージで考えてきたんですけど、裁判官はそういう上から目線の感じで入ってこないんだなというところを知ることができたのは大きかったと思います。

司会者

ありがとうございます。5番さん、どうですか。

5 番

確かに評議に関してはホワイトボードを使ってかなり説明が細かく、そして意見も大体ボードに書き込んでいただいて、取り入れる、取り入れないは別として、こういう問題があるんだということをみんなに認識していただくという、そういうやり方はとても良かったです。それもボードが足りないくらい書いてくれましたので、それだけ皆さんもやり応えもありましたし、参加する形、まさに裁判員は参加するんだなということがその中に出ていましたので、非常にこれはやるべきじゃないかなと思います。

司会者

ありがとうございます。6番さんは私だったので、言いにくいかもしれませんが、是非とも忌憚なく御意見をおっしゃっていただけますでしょうか。

6 番

事件としてもそんなに難しいものではなかったし、意見も案外まとまりましたし、わがまま言い放題で、バッジを見せていただいたり、とてもいい経験になったと思います。ありがとうございました。

司会者

ネガティブなことなんですけれども、裁判員をやってストレスを感じてとてもつらい、嫌な思いを今でもしているとか、今回は遺体写真、写真自体は御覧になったわけじゃありませんけれども、殺人事件という、そういう事件を目撃された2番さんのような方もいらっしゃるんですけども、特に今の段階で精神的に負担を感じていらっしゃることはありませんか。大丈夫ですか。

2番

はい。

司会者

検察官と弁護士のほうから一言何かお話ありますか。

田村弁護士

弁護人の態度とか、細かなところとかで御不快な思いをされたりとか、ちょっとこれどうなんだろうと思ったようなことがもしあれば改めたいと思いますので、教えていただければと思うのですが、いかがですか。

5番

弁護人の話なんですけど、このときの裁判は検察官はお二人だったんですけど、弁護人は4人でした。被告人が2人いたからという説明はありましたが、事件としては2人とも量刑を出さなくちゃならないというのはわかりませんが、4人いて、4人とも質問したかというところでもないです。もう少し、中身を考えてなのか、それとも勉強のためなのかわかりませんが、質問する人とそうでない人が分かれることはどうなのかなと思います。弁護人が4人も必要かという話です。

司会者

他の皆様方はよろしかったですか。検察官、いかがでしょうか。

岡部検察官

では、私からも質問させていただきます。皆様方が御経験された事件の中で供述調書の読み上げがあったかどうかという点が1点なんですけれども、もし供述調書の

読み上げがあったとすれば、その内容はきちんと伝わったかというところがもしおありになればお聞きしたいと思います。

司会者

例えば6番さんの事件ですと共犯者の調書の読み上げがあったかなと思うのですが、どうですか。

6番

特には。

司会者

4番さん、5番さんの事件で供述調書などの朗読はありましたか。

5番

それはありました。ただ、要は反省文というか、そういう部分でした。供述という感じではないです。

司会者

特に読んでいてわかりにくいところとかありましたか。

5番

それはなかったです。

尾池裁判官

供述調書は検察官が多分読み上げるのですが、誰かの話を書いたもの、私は今回こういう被害に遭いましたと、何月何日こういうことがありましたという内容を検察官がそのまま読み上げるというのがあったかどうか。証拠の中で誰々の話を記録したものというのが出てくるのが、証人としては来ていないけど、話を聞いてほしいということで出してくることがあります。

4番

それはなかったです。

司会者

インパクトが足りないんですかね。

岡部検察官

そうですね。お話を聞いていて思いました。

2番

そういうところでいうと、あったのは覚えているんですけど、中身までは覚えているかというとやっぱりインパクトは、ちょっとかすかに覚えているのが、登場人物が何名か複数出てきて、今こうでと言った言葉がどの人が言った言葉かずっと私には理解できないときがありました。

司会者

登場人物が多いとちょっとわかりにくくなる可能性もあるというのはありますかね。

それでは、時間ですのでこれで意見交換会を終了させていただきます。今回皆様方、大変貴重な御意見を活発におっしゃっていただきまして、私も本当に司会をやって司会冥利に尽きるというところでございます。本当にどうもありがとうございました。今後とも裁判員裁判に対する御理解をどうぞよろしくお願いいたします。